

現計画の体系図と基本理念等について

1. 現計画の体系図について

基本理念

子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの方

基本方向

I. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標

1. 子どもの生きる力を育む環境の整備

推進方向

- 1 - (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- 1 - (2) 小学校教育への円滑な接続の推進
- 1 - (3) 豊かな心の育成の推進
- 1 - (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
- 1 - (5) 食育の推進
- 1 - (6) 障害のある子どもへの支援の充実

2. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- 2 - (1) 子どもの居場所づくりの推進
- 2 - (2) 子どものスポーツ活動の推進
- 2 - (3) 子どもの文化芸術活動の支援
- 2 - (4) 子どもの国内外交流の推進
- 2 - (5) 子どもの社会的活動の推進
- 2 - (6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

II. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

3. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- 3 - (1) 母子の健康づくりへの支援
- 3 - (2) 子どもへの医療対策の充実
- 3 - (3) 子育てに対する経済的支援
- 3 - (4) ひとり親家庭の自立支援
- 3 - (5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

4. 地域における子育ての相談・支援

- 4 - (1) 子育てに対する相談体制の充実
- 4 - (2) 子育てに対する支援体制の充実
- 4 - (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進
- 4 - (4) 子育て中の社会参加支援

5. 子育てと仕事の両立支援

- 5 - (1) 多様な保育サービスの充実
- 5 - (2) 放課後児童対策の充実
- 5 - (3) 男女共同子育ての推進

III. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

6. 子どもの人権擁護の推進

- 6 - (1) 人権教育の推進
- 6 - (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進
- 6 - (3) いじめ・不登校などへの対応
- 6 - (4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

2. 計画の実現主体について

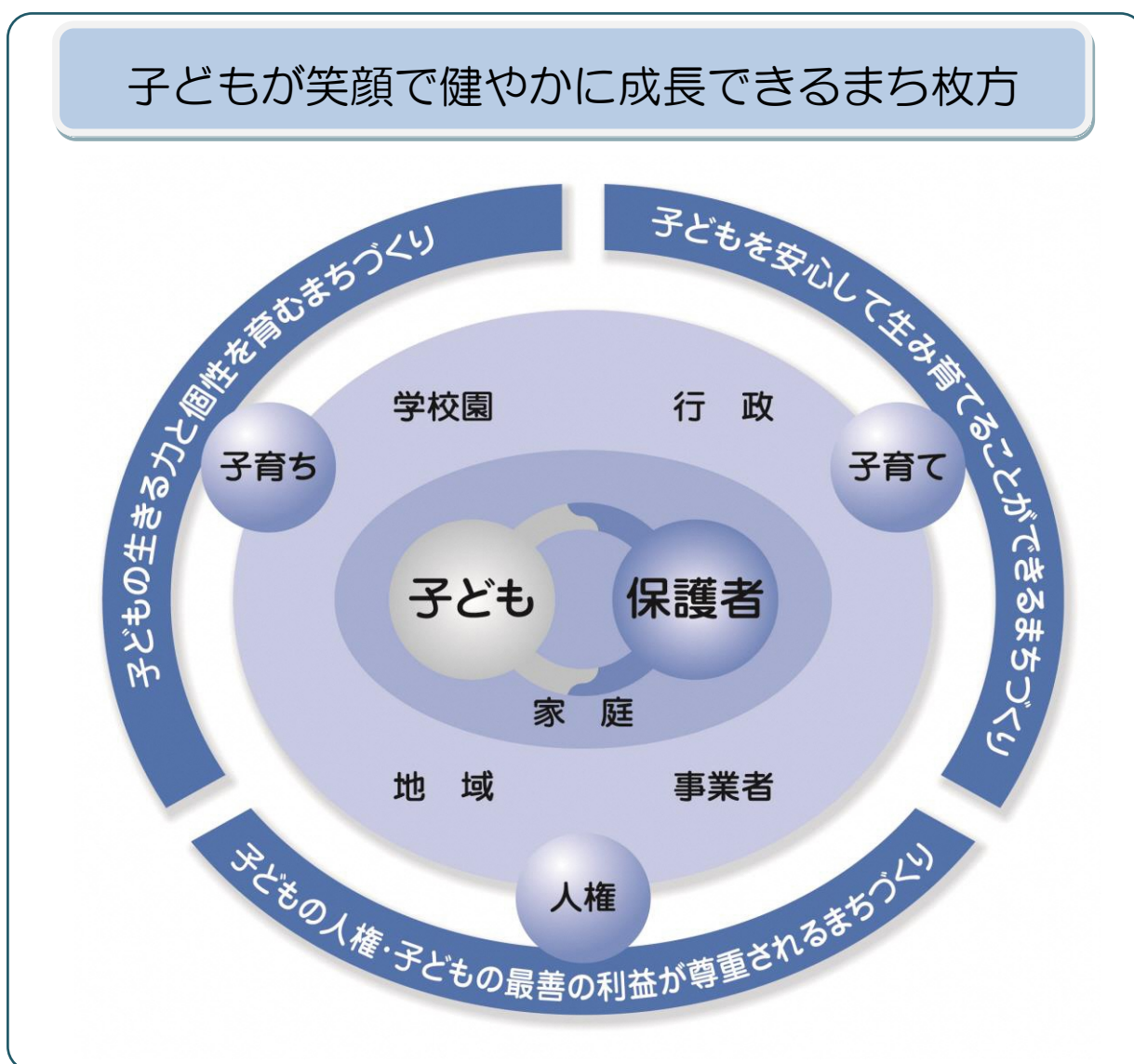
計画の実現主体については、現計画と同様に、子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、計画の中心となる家庭はもとより、社会全体で支援していく必要があり、家庭、行政、学校園、地域、事業者などすべての人が計画の実現主体として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、効果的な計画の推進を目指します。



3. 基本理念について

計画の基本理念については、子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、現計画を引継ぎ、普遍的なものとして、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。



4. 基本方向について

少子化や核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化のほか、児童虐待の深刻化や障害のある子どもへの支援ニーズの高まりなど、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、計画の基本理念である『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指し、以下のとおり、「3つの基本方向」と「6つの施策目標」を定め、取り組みを推進します。

基本方向Ⅰ. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

【基本方向Ⅰの取り組み】

少子化により、子どもの数や家庭における兄弟姉妹の数が減少し、異年齢の中で育つ機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校園、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

基本方向Ⅱ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

【基本方向Ⅱの取り組み】

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き世帯の増加や就労形態が多様化しています。

多様な家庭形態に配慮しつつ保護者の気持ちを理解し、親の育ちや子育てに喜びを感じることができるよう取り組みを進めます。また、医療・保健・福祉などさまざまな分野の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、出産から子育てまで、仕事の両立支援ができるよう、子ども・子育て支援サービスの安定的な提供を行うなど、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。

基本方向Ⅲ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

【基本方向Ⅲの取り組み】

児童虐待、いじめ、不登校などの問題が深刻化する中で、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを定めた「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえて、具体化を図っていく必要があります。

そこで、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮することを、すべての子ども・子育て支援施策の基本として、まちづくりを推進します。

5. 施策目標と施策の推進方向について（一部抜粋）

基本方向Ⅰ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

推進方向 1－（1）幼児期の教育・保育の質の向上

① 就学前環境の整備

子どもたちが安全・安心な環境で保育・教育を受けるために、施設等の改善は不可欠です。本市の保育所（園）は建設から40年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、施設の状況等を踏まえた施設環境の整備や設備の充実等を進めていきます。

あわせて、保育所（園）が担う機能の充実を図りながら、今後の保育需要を見極め、公立保育所の民営化や統合も視野に入れた保育所配置の効果的、効率的な再構築を検討します。

また、公立幼稚園についても、教育課題に向けた研究実践の中心的役割を担うとともに、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援教育の推進、また、地域子育て支援の充実を図りながら、公立幼稚園が果たすべき役割を見定め、運営及び配置のあり方について再検討を行います。そうした公立保育所・幼稚園の再構築等による既存施設の有効活用や節減した経費を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援の充実、保育の量的拡大を推進します。

② 計画的、効果的な質の向上の実践

保育所（園）、幼稚園、認定こども園※が、入所・入園している児童の保育・教育のみならず、地域の子育て機能や家庭への子育て支援を充実させていくには、保育士、教師などの資質、専門性を高める必要があります。

これまでも、さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教師の資質等、専門性を高めるための取り組みを進めてきましたが、メンタル面のケアや食育など、多様な研修や実践の機会を一層設けるとともに、これらの事例研究を通して人材育成の仕組みづくりを目指します。

また、子どもの健康及び安全を確保するための施設機能を高めるために、保健・衛生面の管理に万全を期すとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

さらに、保育所（園）については、これらの取り組みを計画的に進めていくためのアクションプログラム策定の検討を進めるとともに、幼稚園については、幼児教育ビジョンを踏まえて、幼稚園教育や子育て支援の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

- 公立幼稚園の効果的、効率的な運営及び配置事業
- 保育所（園）の老朽化対策
- 公立保育所民営化事業
- 保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定の検討
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）合同研修会の推進